

# 佐賀県農業会議 平成23年度事業計画

## I. 事業方針

今日の農業を巡る情勢は、昨年11月のTPP（環太平洋連携協定）を含む「包括的経済連携に関する基本方針」の閣議決定を契機とした国を二分する大問題をはじめ、農業者戸別所得補償制度の本格実施への対応、施行から1年余りが経過した「新たな農地制度」の着実な実践、農業委員会組織・制度に関する見直し論議への対応等多くの課題を抱えている。

このような農政・農業委員会組織を巡る情勢や課題に的確に対処し、佐賀県農業・農村の発展を図っていくためには、TPP参加阻止に向けた県民各界・各層に対する理解の促進、新たな農地制度の適正な執行等農地対策の推進、遊休農地の発生防止・解消対策、新たな農地制度のもとでの法令審議の透明性の確保、農地制度実施円滑化事業等を活用した農業委員会系統組織の体質強化などの取り組み、更には、農業委員会活動の更なる活性化に向けた第21回農業委員統一選挙への対応等が求められている。

このため、農業会議としては、こうした取り組みを全国農業会議所や農業委員会はもとより、県・市町行政、農業団体など関係機関・団体と連携して積極的に推進し、農業委員会系統組織としてその役割・機能を十分に発揮し、地域の視点に立った農地・担い手対策への支援、更には、地域農業・農村の活性化に努めることとする。

## II. 事業計画

### 1. 会議等の開催

農業会議の運営に関する重要事項を決定するため、総会等を開催する。

- (1) 総会・・・年2回（平成23年8月、平成24年3月）
- (2) 役員会・・・年2回（平成23年6月、平成24年3月）
- (3) 監査会・・・年1回（平成23年6月）

### 2. 常任会議員会議等の開催

農地法等に基づき県知事、佐賀市農業委員会会長から諮問された案件についての審議や農業会議の業務推進に係る事項を協議するため、常任会議員会議を開催する。

- (1) 常任会議員会議・・・年12回（原則として、毎月28日）
- (2) 農地調整関係等調査・・・審議案検討の現地調査（年3回程度）

### 3. 情報提供活動

変化する農業・農村の情勢に対処した国の施策等についての的確な情報を認定農業者や集落営農組織を中心とした担い手等に提供するため、「全国農業新聞」、「全国農業図書」の普及に努める。

#### (1) 「全国農業新聞」普及・推進

	普及拡大目標	
	平成23年3月	平成24年3月
※ 新たに農業委員 1人・1年・2部 確保運動の展開	1,505部	2,400部

※ 普及重点対象者…認定農業者、農業者年金加入・受給者等

※ 農業委員450人×2部=900部

#### (2) 「全国農業図書」の普及・活用

農地・農業委員会制度の円滑な運営に資する農業図書や農業委員の適切、かつ、円滑な活動に不可欠な「農業委員業務必携」、「農業委員活動記録セット」等の普及に努める。

### 4. 農政活動

農政の課題である「TPPへの参加措置とEPA・FTA等国際交渉」、「食と農林漁業の再生論議と国内農業の体質強化」、「農業・農村の危機の深化とわが国食料の安全保障・自給率向上」や、農業委員会系統組織の課題である「新たな農地制度の着実な実践と目に見える農業委員会活動」、「農業内外から注目を集める農業委員会活動の実践」、「農業・農村、農業経営等現場の声を農政・国県民へ反映」などの対応が求められている。

このため、農業者等との意見交換を通じた意見のくみ上げによる国・県等に対する意見・建議・要請活動に努めるとともに、「全国農業委員会会長大会（5月下旬）」、「全国農業委員会会長代表者集会（12月上旬）」への参加や「県選出国會議員への要請（5月下旬、12月上旬）」を行うなどして農政活動に努める。

### 5. 農地制度実施円滑化事業

農地法を中心とした各種法令・関連業務の適確な推進を図るため、農業委員や職員等を対象とした各種会議・研修会を開催し、農業者の利益代表機関としての活動を支援する。

(ア) 農業委員会会長会議・研修会（2回）

(イ) 農業委員研修（2地区、2回）

(ウ) 農業委員会事務局長会議（4回）

(エ) 農業委員会職員研修（4回）

- ・ 新任研修(1回)、担当者研修(2回)、担当者会議(4地区、1回)
- (カ) 農業委員会巡回指導(20市町・随時)
- (キ) 農業委員会活動事例集の作成
- (ク) 田畑売買価格・農作業労賃、賃借料情報に関する調査等

## 6. 経営構造対策推進事業

市町及び農業協同組合と連携して、地域農業の担い手の育成・確保や農地利用集積を図るなど望ましい農業構造の確立及び施設等の管理運営の指導・助言、各種情報の収集・提供を行う。

- (ア) 情報等の収集提供
- (イ) 低利用施設の管理運営等についての支援・指導

## 7. 農業法人等育成支援事業(新規)

農業の多様な担い手育成、雇用の確保、6次産業化の推進、耕作放棄地の解消を図るため、認定農業者、集落営農組織等の法人化や異業種からの農業参入を支援する。

- (ア) 認定農業者、集落営農組織等に対する法人化研修会・相談会の開催
- (イ) 農業に参入しようとする経営体への農業参入研修会・相談会の開催
- (ウ) 法人化・農業参入に関するPRパンフレット等の作成・配布

## 8. 農業者年金業務事業

農業者の老後生活の安定を目的とした、農業者年金制度の普及定着を図るため、制度の普及・啓発による新規加入者の確保とともに、被保険者の円滑な経営継承、業務受託機関である農業委員会の適確な事務の推進を支援する。

### (1) 新規加入の推進

- (ア) 加入推進特別研修会(1回)
- (イ) 加入推進巡回指導(20市町・随時)
- (ウ) 農業委員会・JA合同加入推進会議(1回)

### (2) 年金業務指導

- (ア) 農業委員会・JA合同担当者実務研修会(6地区・1回)
- (イ) 年金業務現地指導(随時)

## 9. 外国人研修受け入れ適正化支援事業

農業分野における外国人研修生、実習生の把握につとめ、外国人研修受入に関する研修会の開催、情報の収集・提供等による制度の周知と受入の適正化に努める。

- (ア) 外国人研修受入佐賀県連絡会議の開催(1回)
- (イ) 受入農場、関係機関を対象とした研修会の開催(2回)
- (ウ) 外国人研修受入に関する情報の収集・提供

## 10. 農の雇用事業

農業従事者の高齢化や後継者不足等担い手の育成・確保が課題とされる反面、農業を職業として希望する者が増加傾向にある中、農業法人等への就職による就農、就農経験を積んでの独立、新規に独立就農を志す者に対し支援を行うことで、農業の多様な担い手の育成・確保に努める。

### (1) 農の雇用事業

農業法人や農業者等の経営体が就農希望者を新たに雇用し、当該経営体の従業員として必要な技術や経営ノウハウ等を身につけるために実施する研修に要する経費の一部を助成する。

- (ア) 農業法人等や関係機関への事業の周知、希望経営体の登録
- (イ) 農業法人等からの事業申請書の受付、確認、調査の実施
- (ウ) 農業法人等からの助成金交付申請書のとりまとめ・審査の実施や進達
- (エ) 事業実施状況の確認及び定着状況調査の実施

### (2) 農業経営継承（ファームオン）事業

離農予定者や後継者のいない農業者が有する技術や経営ノウハウ、経営資産等を就農希望者に円滑に継承するための支援を行う。

- (ア) 経営移譲希望農場及び継承希望者の把握
- (イ) 移譲希望者と継承希望者のマッチング
- (ウ) コーディネートチームによる支援

### (3) 就農情報等調査

新規就農者が活用可能な農地及び機械・施設等の情報をアンケート、現地調査等により収集し、円滑な就農相談活動を実施する。

また、農業を職業として選択し、農業法人への就職（就農）や研修を希望する相談者に対応するため、農業法人の求人・研修等受入調査を行い、その結果を基に相談活動を実施する。

- (ア) 新規就農候補地等調査の実施（1回）
- (イ) 農業法人における求人・研修受入希望調査の実施（3回）
- (ウ) 新規就農、農業法人への就職、研修等希望者の相談対応

## 11. 農の雇用定着促進事業

農の雇用事業で研修した就業者に対し、引き続き実践的な研修を実施するために要する経費の一部に対して助成金を交付する。

- (ア) 農業法人等からの助成金交付申請書のとりまとめ・審査の実施
- (イ) 県への補助金交付申請書・実績報告書の進達
- (ウ) 農業法人等への助成金の交付

## 12. 農業雇用改善推進事業

担い手の高齢化等により農業従事者が減少する中、規模拡大や経営の多角化を図る経営者や農業法人が増加しており、また、不安定な経済状況に対処した農業内部への雇用支援対策により、農業経営体において雇用が増加傾向にあるものの、雇用のミスマッチも生じている。

このため、他産業並の就業環境の整備や改善を進め、優秀な人材の確保による経営基盤の強化を図るため、調査の実施や研修会の開催、雇用環境に関する相談等を行う。

- (ア)雇用環境の整備状況に関する調査の実施（1回）
- (イ)雇用環境の整備状況に関するモデル相談会の実施（3経営体）
- (ウ)雇用関係法令等に関する研修会の実施（4回）
- (エ)雇用環境整備等に関する各種相談活動(随時)

## 13. 各種団体への活動・支援

農業会議の事業推進と関連のある各種団体の活動を支援する。

- (1)佐賀県農業委員会職員協議会(会員数：140名)
- (2)佐賀県稲作経営者会議（会員数：43名）
- (3)佐賀県農業法人協会（会員数：44名）
- (4)佐賀県農業者年金協議会（会員数：1,947名）
- (5)佐賀県女性農業委員の会（会員数：26名）

## 14. 関連事業の推進

戸別所得補償制度の本格実施に伴い、「水田農業推進協議会」、「担い手育成総合支援協議会」、「耕作放棄地対策協議会」が「農業再生協議会」に統合されることから、構成機関・団体の構成員として農業会議の機能を活かした役割を果たす。

### (1)耕作放棄地対策

- (ア)耕作放棄地の発生防止と優良農地の確保
- (イ)戸別所得補償制度における再生利用加算の活用促進
- (ウ)再生事業の見直し（定額交付5万円／10aの事業採択の簡素化、自己所有の耕作放棄地の条件付き採択）を契機とした耕作放棄地再生の一層の推進

### (2)担い手育成対策

- (ア)農地集積円滑化団体と連携した農地の面的集積の推進
- (イ)集落営農組織等の法人化相談の実施
- (ウ)収入減少影響緩和交付金積立口座の管理